

墓地の改葬をする場合

1. 改葬とは
改葬とは、現在許可されている墓地を他の場所へ移設し埋葬等を行うこと。
2. 申請が必要となる場合
(1) 遺骨を現在埋葬されている場所から他の墓地等へ移動する
3. 許可要件
(1) 埋葬先が決まっていること（新設の場合は、経営許可が必要）
(2) 遺骨の移動をする際は衛生状態に十分配慮すること
(3) その他特別な事情（住民の宗教的感情に触れる、公衆衛生上問題があるなど）がないと認められること。
4. 申請に必要な書類
(1) 改葬許可申請
 - ① 改葬許可申請書
 - ② 埋火葬等納骨事実等証明書（墓地管理者の署名）
 - ③ 墓地使用者以外の申請には、改葬についての承諾書
 - ④ 家系図（埋葬されている者の縁故者）
 - ⑤ 改葬先の受け入れ証明
5. 申請手続き（流れ）
 - (1) 事前相談受付（役場 住民課）
墓地の改葬に関する相談を受けます。
 - (2) 改葬許可申請
改葬許可申請について添付書類を添えて提出してください。
 - (3) 改葬許可
改葬許可証をお渡しします。埋葬先へ提出してください。
 - (4) 遺体・遺骨の改葬を行ってください。